“トラブルを防ぐ”受託者のための業務委託契約書のひな形

|  |
| --- |
| 受託者に有利なカスタマイズのポイント  ・業務委託契約では、受託する業務の内容を、できる限り細かく具体的に記載することが最大のポイントです。ひな形のままにせず、書き足してください。  https://3.bp.blogspot.com/-uu2bY8IE-hc/W-f4Ad5HYDI/AAAAAAABQHE/cVbq1-2GGqMA377gKgrtNMHhl5_z48m8wCLcBGAs/s800/job_seibishi_helmet_man.png・検収条項は、やりなおしの上限設定をするなどして、受託側に想定以上の作業負担が生じにくいように工夫します。  ・支払期日についても相手方との齟齬が無いように、  **「いつ支払ってもらえるのか」**がわかるように規定すべきです。  ・知的財産権を、汎用的なものについては受託者に残るように規定すれば、  納品後も一定の範囲内で自社の業務にも利用し続けられることになります。  ・受託者が委託者に対して負う損害賠償の範囲は、なるべく狭く規定します。 |

業務委託基本契約書

●●●●（以下「甲」といいます。）と〇〇〇〇（以下「乙」といいます。）とは、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結します。

**第１条 （目的）**

本契約は、乙が甲から委託された業務を適正かつ確実に遂行するため、甲乙の権利及び義務の基本的な契約事項を定めることを目的とします。

２ 本契約は、甲乙間で締結される個別の契約（以下、「個別契約」という。）に共通に適用されます。但し、個別契約の内容と本契約の内容が異なる場合には、当該内容に限り、当該個別契約の定めが優先するものとします。

**第２条 （委託業務）**

甲は、乙に対し、下記の通り（◯　◯　◯　◯　）に関する業務並びにこれらに付随する業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託します。

２ 本件業務は、以下の各業務（以下「個別業務」という。）から成るものとし、各個別業務の内容及び契約形態は、以下の通りとします。

記

〇〇業務 準委任型

〇〇業務 請負型

**第３条 （個別契約の成立）**

個別契約は、甲が乙に対し、注文書または発注書による申し込みを行い、乙がこれを注文請書によって承諾することによって成立します。

２ 前項に定める個別契約は、以下各号に定める取引条件を定めるものとします。

(1)　本件業務の内容（以下、「本件仕様」といいます。）

(2)　納入期限

(3)　納入すべき物件の明細及び納入場所

(4)　本件業務の対価及びその支払期日

(5)　その他本件業務遂行に必要な事項

**第４条 （業務に関する責任）**

乙の委託業務遂行に関する責任は、委託業務が準委任型であるか請負型であるかの区別に従い、次の各号に定めるとおりとします。なお、準委任型または請負型の区別については個別契約において定めるものとし、本契約または個別契約に別段の定めをした場合は当該定めによるものとします。

(1)準委任型の場合

乙は、善良な管理者の注意をもって委託業務を遂行する義務を負い、納入物を完成させる義務を負いません。

(2)請負型の場合

乙は、業務仕様書に適合する納入物を完成させる義務を負うものとします。

**第５条 （資料等の提供）**

甲は、乙からの要請に従い、本件業務に必要となる資料等（以下「資料等」といいます。）を乙に対して、開示、貸与または供与その他の方法により提供しなければならないものとします。

２ 乙は、甲から提供された資料等を善良な管理者の注意をもって使用するものとします。

３ 甲が乙からの要請による資料等を提供しない場合、または提供した資料等に瑕疵があった場合、これらに起因して甲に損害が生じた場合でも、乙は何らの責任を負わないものとします。

**第６条 （納入）**

本件業務遂行の過程で成果物（以下、「本件成果物」という。）が生じるときは、乙は、甲に対し、個別契約において定める納入期限までに、個別契約において定める場所及び方法により、当該成果物を納入するものとします。

**第７条 （危険の負担）**

本件成果物の滅失、毀損等の危険負担は、前条の納入前については乙が、納入後については甲が、それぞれ負担するものとします。

**第８条 （検収）**

甲は、本件成果物の納入がなされた日から〇〇日以内（以下、「検査期間」という。）に、当該本件成果物の検査を実施しなければならないものとします。

２ 甲は、本件成果物が前項の検査に適合した場合、その旨を乙に通知するものとします。

３ 本件成果物が第１項の検査に適合しない場合、甲は、乙に対し、その旨及び不適合の具体的な理由を通知するものとします。この場合、乙は、甲と協議のうえ定めた期限内に修正して甲に納入し、甲は、検査期間において、所定の検査を再度行うものとします。但し、当該修正は〇回を上限とします。

４ 甲が検収結果を交付しない場合であっても、第１項に定める検査期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、本件成果物は、本条所定の検査に合格したものみなします。

５ 本条の検査合格をもって、本件成果物の検収完了とします。

**第９条 （瑕疵担保責任）**

本件成果物の検収完了後　◯か月以内に、検査では発見できなかった本件仕様との不一致（以下、「瑕疵」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができるものとします。

２ 前項の規定は、当該瑕疵が甲の指示または甲が提供した資料等に起因する場合には適用しないものとします。

**第１０条 （委託料）**

甲は、乙に対し、本件業務の対価として、個別契約において合意したとおり、委託料を支払うものとします。

２ 甲は、前項の委託料に消費税相当額を加えた金額を、乙が別途指定した銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。

**第１１条 （費用負担）**

本件業務遂行に係る通信費、交通費その他の費用は、甲の負担とします。

**第１２条 （知的財産権の帰属等）**

本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産（以下、総称して「発明等」という）に係る知的財産権（著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）をいい、以下同様とする。）は、乙に帰属するものとします。

２ 本件成果物にかかる知的財産権（本件業務遂行開始前から乙に帰属していた知的財産権を除く。）は、汎用的な利用が可能なプログラム等の著作権を除き、第１０条に基づく委託料支払完了と同時に甲に帰属または移転するものとし、当該移転の対価は、委託料に含まれるものとします。

３ 本条に基づき甲に帰属した権利について、乙は、著作者人格権を行使しないものとします。

**第１３条 （秘密保持義務）**

甲及び乙は、相手方から開示を受けまたは知り得た相手方の営業上・技術上またはその他一切の業務上の情報（以下「秘密情報」という。）を厳重に保管・管理しなければならないものとします。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報に含まれません。

(1)開示を受ける前に既に保有していた情報

(2)開示のときに既に公知であった情報、及び開示後被開示当事者の責によらず、公知となった情報

(3)秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(4)相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発または創作した情報

２ 甲及び乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとします。

**第１４条 （再委託）**

乙は、甲の承諾を得た場合に限り、本件業務の全部または一部を第三者に再委託することができる。この場合、乙は、当該第三者の選任及び監督につき、甲に対して責任を負うものとします。

**第１５条 （反社会的勢力の排除等）**

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。

(1)自ら及びその役員が、反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

(2)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと

(3)自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害しまたは信用を毀損する行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為をしないこと

２ 甲及び乙は、相手方が前項の確約に違反した場合、何らの通知または催告をすることなく、本契約を解除することができる。この場合、解除当事者は、相手方に生じた一切の損害を賠償することを要しない。また、本条に違反した当事者は、当該違反に起因する一切の損害を賠償しなければならないものとします。

**第１６条 （解除）**

乙は、甲が、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知または催告することなく、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

(1)本契約に定める条項につき重大な違反があったとき

(2)支払停止若しくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続開始の申立てがあった場合

(3)自ら振出し若しくは引き受けた手形または小切手が１通でも不渡りの処分を受けた場合

(4)差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合

(5)租税公課の滞納処分を受けた場合

(6)金融機関から取引停止の処分を受けたとき

(7)財産状態が悪化しまたは悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

(8)解散、会社分割、事業譲渡または合併の決議をしたとき

(9)その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

２ 前項に関わらず、乙は、甲が本契約の条項の一つに違反したときは、書面により当該違反状態を是正するよう催告するものとし、当該催告後●●日が経過してもなお是正されない場合には、本契約を解除することができるものとします。

３ 本条に基づく解除は、甲に対する損害賠償請求権の行使を妨げないものとします。

**第１７条 （損害賠償）**

甲及び乙は、本契約に基づきまたは関連して、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し、直接かつ通常の範囲の損害に限り賠償を請求することができます。

**第１８条 （権利譲渡等の制限）**

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位または本契約に基づく権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡しまたは担保の目的に供してはならないものとします。

**第１９条 （契約期間）**

本契約の有効期間は、本契約締結の日から●年間とします。但し、期間満了の●か月前までに甲乙いずれからも何らの書面による申出がないときは、本契約は、同条件で更に同期間継続されるものとし、その後も同様とします。

２ 前項にかかわらず、乙は、●か月前までに書面で通知することにより、いつでも本契約を解除することができます。

**第２０条 （存続条項）**

第●条、第●条、第●条及び条項の性質に鑑み当然に存続すべき規定は、期間満了、解除、失効、その他理由の如何を問わず本契約が終了したあともその効力を存続するものとします。

**第２１条 （協議条項）**

本契約の各条項の解釈に疑義が生じた時または本契約に定めなき事由が生じた時は、互いに信義誠実の原則に従って協議のうえ速やかに解決を図るものとします。

**第２２条 （準拠法及び管轄裁判所）**

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に起因しまたは関連する一切の紛争については、その訴額に応じ、●●地方裁判所または●●簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙は記名押印のうえ、各１通を保有するものとします。

　●●●●年●●月●●日

甲　：

乙　：